

水光 五五回

ノ解存の當トシテ其後ノ  
一、事業進捗ノ場合ノ就取償元権ノ立テ掛回シ

①西垣外鋼管工場 (大正一一年一)

所ニシテ 大阪市西成区新島中之町三三三

方切取 一回五(数人)

先カ者 全欠

取回シ既五

不況ノ為メニ取回額ニハ各々差支ニ至リテ九月三十日

迄ハ取戻カ十月十日迄取付テノ解決

一、取付額トシテ取付工ノ付回十四宛ノ未済額

一、再ヒ三回ノ取付ニ付カシテ取付工ノ借入権ヲ得テ

ル

①陶東橋樑製作所 (鑄物) (大正一一年一)

所ニシテ 埼玉県川口市本町三丁目

方切取 二七五

先カ者 全欠 (事業進捗ノ場合ニテ取付工ノ借入権ヲ得テ)

取回シ既五

右ノ所ハ先カ者全額ノ取付工ノ借入権ヲ得テ不況ノ為メ

或ハ先カ者全額ノ取付工ノ借入権ニシテ二回ノ借入ノ中

先カ者ノ九月廿五日迄ノ取付工

取付工

一、二回ノ借入ノ掛回

大正廿七年九月廿五日迄ノ取付工